

まちづくり局単価委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 まちづくり局が執行する施設の建築及び設備工事における標準単価（以下「単価」という。）の設定並びに単価に関する調査研究を行うため、まちづくり局単価委員会（以下「単価委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 単価委員会は、次に掲げる事項について調査研究し、審議の結果をまちづくり局長に報告する。

- (1) 前条に規定する工事に係る建築及び設備の工事の単価に関する事項
- (2) 前条に規定する工事の当該年度に採用する単価及び施行期日
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 単価委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 単価委員会に、委員長及び副委員長を置く。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、総務部庶務課担当課長（技術監理）をもって充て、委員会を掌理する。

2 副委員長は、委員長の指名する者をもって充て、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 単価委員会は、必要に応じて委員長が招集しその議長となる。

2 単価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

3 第3条に定める委員のほか、委員会において必要があると認めるときは、委員長は、委員会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(決定の方法)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会の設置)

第7条 単価委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、総務部庶務課担当係長（技術監理）を部会長として充てる。

3 部会員は、委員の属する部の課長補佐又は担当係長で部会長が指名する者をもって充てる。

4 作業部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

5 第3項に定める部会員のほか、作業部会において必要があると認めるときは、部会長は、作業部会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

6 作業部会は、次の業務を行う。

- (1) 単価作成
- (2) 単価に関する調査、研究及び情報収集
- (3) その他単価委員長から委ねられた事項。

(庶務)

第8条 単価委員会の庶務は、総務部庶務課（技術監理担当）において処理する。

(委任)

第9条 この要綱にさだめるもののほか、単価委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が単価委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附則（平成4年6月12日 4川建検 第22号）

この要綱は、平成4年7月1日から実施する。

附則（平成7年6月5日 7川建検 第35号）

この要綱は、平成7年7月1日から実施する。

附則（平成8年6月4日 8川建検 第32号）

この要綱は、平成8年7月1日から実施する。

附則（平成15年3月24日 14川ま検 第97号）

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附則（平成21年4月 1日 21川ま庶 第35号）

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附則（平成23年4月1日 23川ま庶 第37号）

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附則（平成28年4月1日 28川ま庶 第120号）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附則（平成29年4月3日 29川ま庶 第189号）

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附則（令和3年4月19日 3川ま庶 第137号）

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附則（令和8年4月 1日 8川ま庶 第172号）

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(別表)

総務部庶務課担当課長（技術監理担当）
施設整備部施設計画課長
施設整備部施設計画課担当課長（計画調整）
施設整備部担当課長（公共建築担当）
施設整備部担当課長（長寿命化推進担当）
施設整備部担当課長（電気設備担当）
施設整備部担当課長（機械設備担当）
施設整備部担当課長（調整・支援）
施設整備部担当課長（川崎病院等整備担当）
住宅政策部市営住宅建替推進課長
総務部庶務課担当係長（技術監理担当）